の。
は
町端にて、此の地に
刑法場をも
置きたりし事
知られけ
建てたる町地也と。然れば佐久間氏の時より、安江町升形
建てたる町地也と。然れば佐久間氏の時より、安江町升形
と居住すと云ふ。また安江町は、佐久間盛政金澤在城の頃
澤城地に本源寺ありし頃は、松原町の邊町端にて、穢多な

〇宮腰口刑法場傳話

とあり。 羽織を召し、安江町に御馬被」立、 出之時一度にとゞめをさすに究る。利長卿は紫の袖なしの(家) の張付に、十人に馬上壹人宛奉行、足輕・藤內出で畏り、 仕様無,御座,候間、町並百人召捕進候。其にて成敗可,被,成 家卿より加賀守殿へ御居被、成處、小松より、誰々と吟味可」 て下人、馬形と言論あり。御茶道共に松任の者打殺す。 舟にて御上洛、 も領地也。利家卿は道中城々馳走六ケ敷思召し、宮腰より 箕浦高良筆記に云ふ。丹羽加賀守殿小松の城主にて、 九十九人は助けよと宣ひ、御返り被,成けり。 右衞門を召候て、悪き奴原かな。併し棟梁一人成敗して、 其比安江町能登屋あたり、三昧・張付場なり。 御茶道以下御茶道具持参して登る。松任に 張付共御覽候て、岡田 彼親類共堀の 松任 百人 利 +

給はんため、 るに、村井長明の陳善錄に、高麗作藏松任にて喧嘩して相 子一人出生す。大助と名付け、 藩士伴無理兵衞が娘は、佐分利權太夫の妻女也。此の腹に男 泉野口と兩所にて、鋸引の 刑罪被,仰付,たり。其の趣意は もひやられけり。又三壺記追加に、寛永十八年に宮腰口と どめ御覽じ給ひたるならん。此の時代、安江町邊の地勢お ば、此の時利家卿宮腰へ出馬し給ふ際に、 で、張付共の親類男女共伏拜して、萬歳を祝し奉るとあれ 此の一事と同件なるべきにや。扨右利家卿張付共を一覽し 石川・河北兩郡に御らたせなく候。といふ一條を載せたり。 殿無。是非、五人町中にはた物に被、掛候。就夫一向宗太鼓を 果候時分、其相手を大納言様より被』仰理、丹羽五郎左衞門 文の頃まで申傳へける古老の傳話なる事知られけり。 十二春二月吉日箕浦五郎左衛門中原高良判印とあれば、 共伏拜して、萬歳々々と祝し率りけりと。右は書尾に寛文 取付、悦ぶ事
斜ならず。宮腰御供の衆見ゆる内は、 中土居の陰にかくれ 安江町へ出馬し給ひ、宮腰御供の衆見ゆるま 居るもの、張付 無類の美少年にて、 一人に五十人・三十人 安江町に馬をと 男女 寬

勤めさす。 謀りて大助を切殺し、 子なるゆゑに、腰物美々敷拵へ、 ども御見え不被成と、さあらぬ体にもてなし、笑止がりて の者共は宅へ歸りて、大助殿は何方へ御越候哉、相尋候へ 物に伴ひ出し、若宮村の近所なる田の中にて、右兩人の者 理兵衞手前に有」之牢人者と申合せ、大助を伴ひ、宮腰へ見 敷内に埋置きけるを 穿鑿仕出で、 此の頃は安江木町の末邊なりしならんか。 に、寛永十八年の頃、宮腰口の刑法場は何れの地なりけん。 腰口と泉野口とにて鋸引の刑罪に被"仰付" とあり。 按する 吟味有りし處、悉く白狀に及びけり。依りて兩人をば、 ゐたりけり。然る處に

彼の腰物の

雜物共を、無理

兵衛屋 大助十五歳なりしが、或時無理兵衞が若黨と無 大小腰物を奪ひ取りてけり。さて此 金鍔をさいせて、 兩人無心許とて 召捕り 世間 宫 を

0升 形

橋と、此の安江町升形と三ヶ所に、升形とて土居を作り、の 要害なりしゆゑに、昔は犀川口 香林坊橋・淺野川口枯木の 要な江木町との地堺にて、今も升形と呼べり。宮腰口惣構と安江木町との地堺にて、今と升形とあり。此の地は、安江町

町家を建てたる故、升形の遺形失せたるなるべし。いへり。延寶の領までも尙存せしかど、其の後土居を廢し、いへり。延寶の金澤圖を見るに、惣構の土居全く升形に圖惣門を建て、要害の防禦をなしたり。故に升形の名ありと

〇升形棒

建つる例也。是も國初以來の流例なりといへり。香藩中は惣構堀の橋なる而已ならず。升形の要害橋にて、香林坊橋・枯木橋と 同やうの 橋也と云ふ。また舊藩中は、舊藩中は惣構堀の橋なる而已ならず。升形の要害橋にて、

〇升形橋番人

名稱を廢止せり。
名稱を廢止せり。
名稱を廢止せり。
名稱を廢止せり。
名稱を廢止せり。
金澤町會所留記に載せたる元祿元
を持乃塩屋町惣構藪之內捨子屆書の連署に、安江木町惣構
物構の締方をなしたり。金澤町會所留記に載せたる元祿元
とあり。此の兩人則

O白尾屋小路

Ti.